

法律相談あれこれ

無料法律相談

実施機関	場 所	電 話	曜日・時間	受付方法
法テラス・サポートダイヤル	法的トラブルでお困りの方 犯罪被害にあわれた方	0570-078374 IP 電話からは 03-6745-5600 0570-079714 IP 電話からは 03-6745-5601	平 日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00	専門オペレーターによる対応 法的トラブルに巻き込まれてお困りの方に、法制度や相談機関を紹介
法テラス愛知 (民事法律扶助相談)	中区栄 4-1-8 栄サンシティービル 15F	0503383-5460 一般相談 司法書士相談 (140万円以下の民事事件) 外国人法律相談 高齢者・障害者出張法律相談	月・水曜日 10:00~13:00 火・木・金曜日 13:00~16:00 火曜日 10:00~13:00 第1・3木曜日 10:00~12:30 応相談	予約制 ※利用するには収入等が一定額以下であるなどの条件があります
中央県民生活プラザ	自治センター 1F	052-962-5100	月曜日 14:00~15:00	予約制
大治町社会福祉協議会	大治町総合福祉センター 希望の家 1F	052-441-1820	毎月第3火曜日 14~16時	(弁護士による法律相談) 予約制
			奇数数月第2火曜日 14~16時	(司法書士による相続登記・成年後見等相談) 予約制

有 料 法 律 相 談（料金等詳細については、各機関にお問い合わせください。）

実 施 機 関	場 所	電 話	日 時
愛知県弁護士会 名古屋法律相談センター	中村区名駅 3-22-8 大東海ビル 9F	052-565-6110	予約制 電話予約受付時間 9：10～16：30 （土日祝日含む）
津島・海部法律相談センター	津島市藤浪町 3-89-10 津島市文化会館内	052-565-6110	予約受付時間 平 日 10：00～16：00
三の丸法律相談センター	中区三の丸 1-4-2 愛知県弁護士会館内	052-203-1651	予約制ではありません 平 日 13：00～15：30

主な相談窓口一覧

最新の情報は各相談窓口の
サイトをご確認ください



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年5月24日現在

もしあなたが先の見えない不安や、生きづらさを感じるなどの様々な
こころの悩みを抱えていたら、その悩みを相談してみませんか。
電話では相談しづらい方には、LINEなどのSNSでも相談できます。



電話相談

市町村の相談窓口、NPO法人の相談窓口、保健所など

#いのちSOS (NPO法人 自殺対策支援センターライフリンク)

専門の相談員が、必要な支援策などについて一緒に考えます。

☎ 0120-061-338 おもい ささえる

<https://www.lifeink.or.jp/inochiesos/>



よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)

24時間対応

どんなひとの、どんな悩みにちよろそって、一緒に解決できる方法を探します。



・暮らしの悩みごと ・悩みを聞いて欲しい方
・DV・性暴力などの相談をしたい方 ・外国語による相談をしたい方 など

☎ 0120-279-338 つなぐ ささえる

<https://www.since2011.net/yorisoi/>



いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)

☎ 0120-783-556

☎ 0570-783-556 ナビダイヤル (受付センターに繋がります)

https://www.inochinodenwa.org/?page_id=267



チャイルドライン (NPO法人 チャイルドライン支援センター)

18歳までの子どもがかかる電話です。チャットでの相談も受け付けています。

☎ 0120-99-7777

<https://childline.or.jp/index.html>



こころの健康相談統一ダイヤル (地方自治体の窓口)

相談対応の曜日・時間は
自治体によって異なります。

電話をかけた所在地の都道府県、政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」
等の公的な相談機関に接続します。

☎ 0570-064-556 おこなおう まもろうよこころ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/sokokushogo/jsatsu/kokoro_dai.html



大分県保健センター お問い合わせは相談窓口 TEL 052-444-2714

地域の相談窓口

表面の「電話相談窓口」もご覧ください。

支援情報検索サイト

どこに相談したらいいかわからない時は支援情報検索サイトにて地域別、方法別、悩み別に相談窓口を検索することができます。

<http://shienjoho.go.jp/>



SNS相談窓口

表面の「電話相談窓口」もご覧ください。

NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク

「生きづらびっと」では、SNSやチャットによる自殺防止相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動等へのつなぎも行います。

LINE @yorisoi-chat

Webからの相談 @yorisoi-chat

チャット <https://yorisoi-chat.jp/>



NPO法人 東京メンタルヘルス・スクエア

「こころのほっとチャット」では主要SNS (LINE、Facebook) およびウェブチャットから、年齢・性別を問わず相談に応じています。

LINE・Facebook @kokorohotchat

ウェブチャット https://www.npo-tms.or.jp/public/kokoro_hotchat/

LINE



Facebook



ウェブチャット



NPO法人 あなたのいばしょ

年齢や性別を問わず、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口です。
(24時間365日)

チャット

<https://talkme.jp/>



NPO法人 BONDプロジェクト

10代20代の女性のためのLINE相談を実施しています。

LINE

@bondproject



大田区保健センター お問い合わせ相談窓口 TEL 052-444-2714



身体障害者標識（障害者マーク）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識（障害者マーク）で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

このマークの表示については、努力義務となっています。

＜問い合わせ先＞各警察署交通課

耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。

＜問い合わせ先＞社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

電話 03-3225-5600



聴覚障害者標識（マーク）

聴覚に障害のある方が運転する車に表示する標識（マーク）で、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

このマークの表示は義務付けられています。

＜問合せ先＞各警察署交通課



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットで

はありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークをみかけたり、補助犬を連れていての方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

＜問い合わせ先＞厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

電話 03-5253-1111



障害者のための国際シンボルマーク

国際リハビリテーション協会によって障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。

※ この表示のある駐車場については、一般の方のご利用を控えて下さい。

＜問い合わせ先＞財団法人日本障害者リハビリテーション協会

電話 03-5273-0601



盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。

このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。

＜問い合わせ先＞社会福祉法人日本盲人福祉委員会

電話 03-5291-7885

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

＜問い合わせ先＞社団法人日本オストミー協会

電話 03-5670-7681



ハートプラスマーク

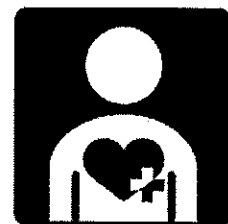
「身体内部に障害がある人」を表しています。

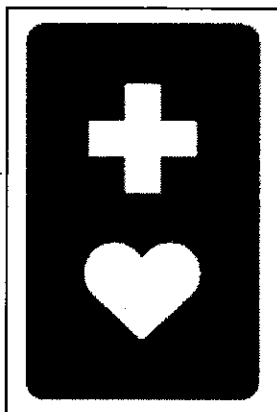
身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害のある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

※このマークは、内部障害の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

＜問い合わせ先＞特定非営利活動法人ハート・プラスの会

電話 052-718-1581





ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

<問い合わせ先>東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

電話 03-5320-4147



介護マーク

認知症の方の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあります。

この「介護マーク」は、介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくためのものです。

※ このマークは、静岡県が考案したもので、厚生労働省が周知を図っています。

<問い合わせ先>厚生労働省老健局高齢者支援課

認知症・虐待防止対策推進室

電話 03-5253-1111



マスコットキャラクター
はるちゃん

令和6年5月発行
大治町役場 福祉部 民生課